

初診時の特定療養費について

初診時特定療養費とは

厚生労働省が「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という医療機関の機能分担の推進を図るために定めた制度です。

当院では、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、次のとおり初診時特定療養費を負担していただくことにしています。

初診時に保険医療機関などから紹介状をお持ちにならない患者様には、初診時特定療養費として **1,100円**（消費税込）をご負担いただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、医事課職員までお問合せください。

診療明細書の発行について

当院では、平成22年4月1日から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を領収書の発行の際に、無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方に無料にて発行しています。

明細書には「**使用した薬剤の名称**」や、「**行なわれた検査の名称**」が記載されております。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行なう場合に、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でその旨お申し出ください。